

記載要領等	使用貸借による権利の全部を引き継いだ合併法人又は分割承継法人が特定農地所有適格法人に該当する旨の届出書（所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項適用分）
-------	--

《使用目的》

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 3 項又は第 5 項の規定に基づき使用貸借による権利の設定を受けた特定農地所有適格法人が合併又は分割した場合に、合併後の合併法人又は分割承継法人が当該使用貸借による権利の全部を引き継いだ場合にその旨を税務署長に届け出るときに使用してください。

《提出期限》

この届出書の提出期限は、特定農地所有適格法人が合併により消滅した日又は分割した日から 2 か月を経過する日までです（提出期限までに提出しなかった場合には、その贈与税の納税猶予税額の全部について納税猶予の期限が確定します。）。

《記載要領等》

- 1 「合併法人又は分割承継法人」の「区分」欄は、合併法人又は分割承継法人が、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 17 年政令第 103 号）附則第 33 条第 3 項第 1 号イに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定農地所有適格法人」の□にレ印を記入してください。また、当該法人が、同号ロに規定する農地所有適格法人である場合には、「認定特定農業法人」の□にレ印を記入してください。
- 2 「届出者の特定農地所有適格法人における地位等」欄は、届出者が合併後の合併法人又は分割承継法人に係る特定農地所有適格法人の代表権を有しているか否か及び理事等に就任しているか否かについて該当するものの□にレ印を記入してください。
- 3 この届出書には、「別紙 使用貸借による権利を引き継いだ農地等の明細書」を必ず添付して提出してください。